



た振興山村の地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（イに掲げる地域を除く。）

二 地方公共団体が構成員若しくは出資者となつているか又はその基本財産の一部を拠出し、いる法人（主務大臣の指定するものを除く。）が前号イ若しくはロに掲げる地域における生活環境の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該整備のために必要な土地の取得、区画形質の変更若しくは造成を行うのに要する資金

（出資の総額の最低限度を千円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件）

### 第五条 法第十条の三第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

2 事業年度の開始の時における組合員（法第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。次項において同じ。）の

二 その地区の全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として主務大臣が指定するものであること。

当該事業年度の直前の事業年度において前項第一号に掲げる要件に該当していた農業協同組合が事業年度の開始の時においてその組合員の数が千人未満であること。

当該事業年度の終了の日までは、当該農業協同組合は、同号に掲げる要件に該当する農業協同組合（特定の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により准用金融商品取引法第三十四条の二（特定の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

### 第二章 第二条第一項第一号に該当する金融商品取引法による承諾の取得

#### 第一节 第十二条第一項第一号に該当する金融商品取引法による承諾の取得

一 特定貯金等契約（法第十二条第一項第一号に該当する金融商品取引法による承諾の取得を及ぼす重要事項）

二 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商

手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 地方公共団体が構成員若しくは出資者となつているか又はその基本財産の一部を拠出し、いる法人（主務大臣の指定するものを除く。）が前号イ若しくはロに掲げる地域における生活環境の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該整備のために必要な土地の取得、区画形質の変更若しくは造成を行うのに要する資金

（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたとき

（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

二 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十二条第一項第一号に該当する金融商品取引法による承諾の取得を及ぼす重要事項）

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものとして主務大臣が定める事項に準ずるものとして主務大臣が定める事項に準ずるものである。

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項第一号及び第三十七条第三項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条第一項第一号中「同条第三項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に

（以下この条において「準用金融商品取引法による承諾の取得を及ぼす重要事項」といふ。）の用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」といふ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。ただし、当該相手方の用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」といふ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

二 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十二条第一項第一号に該当する金融商品取引法による承諾の取得を及ぼす重要事項）

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものとして主務大臣が定める事項に準ずるものである。

二 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社その他のに準ずる事業体（外国人におけるこれらに相当するものを含む。）をいふ。以下同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者

ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び（2）に掲げる会社）に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ロ 当該同一人自身及び（1）又は（2）に掲げる会社に該当するものを除く。

（4） 本又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び（2）に掲げる会社）に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社



者をいう。第四十八条において同じ。) を除く。)とする。

- 一 当該組合の子法人等
- 二 当該組合の関連法人等
- 三 当該組合のために法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業を行なう者(前二号に掲げる者を除く。)
- 四 当該農業協同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合法第十五条の十第二項の政令で定める金融業を行なう者は、次に掲げる者とする。
- 五 前項第四号に掲げる者
- 六 特例業務届出者(金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。
- 七 第十六条第二項第三号において同じ。)
- 八 海外投資家等特例業務届出者(金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十六条第二項第四号において同じ。)
- 九 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡し担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第五号において同じ。)を業として行なう者(銀行、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第五号及び第六号において同じ。)及び前項第一号に規定する「子法人等」とは、当該組合によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。以下この項において「各号に掲げる者を除く。」)
- 十 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、当該組合の子法人等とみなす。
- 十一 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合(当該組合の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。)が出資、取締役その他役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができない他の法人等(子法人等を除く。)として農林水産省令で定めるものをいう。
- 十二 第二節 共済契約に係る契約条件の変更(変更対象外契約の範囲)
- 十三 第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一条第三十一項第四号とあるのは、「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。
- 十四 第一項第十号の事業を行う組合の子法人等の範囲
- 十五 第一項第十号の事業を行う組合の子法人等として主務省令で定めるものをいう。この場合において、組合及びその子法人等又は当該組合の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。
- 十六 第一項第十号の事業を行う組合の子法人等をいう。以下この項において同じ。)は、組合(当該組合の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。)が出資、取締役その他役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができない他の法人等(子法人等を除く。)として農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に對し、その用いる同項に規定する方法(以下この項において「電磁的方法」という。)の種類及

務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

- 一 特定共済契約の相手方に對する電磁的方法による提供の承諾等)
- 二 当該組合の十第二項に規定する同意の取得を(特定共済契約による同意による承諾をした場合は、法第十一条の二十七において準用する金融商品取引法(以下この条から第十四条までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十条の三第十二項において準用する場合を含む。)
- 三 第二節 第十一条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において準用する金融商品取引法(以下この条から第十四条までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十三条の四第三項(准用金融商品取引法第三十条の三第十二項において準用する場合を含む。)
- 四 海外投資家等特例業務届出者

は、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を(特定共済契約によつてしてはならない。ただし、當該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない)。

二 特定共済契約に關して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

一 特定共済契約(法第十一条の二十七に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)に開示する事項として利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)の規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

二 利用者が行なう特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合定めるもの)

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読み替え)

四 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合(当該組合の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。)が出資、取締役その他役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができない他の法人等(子法人等を除く。)として農林水産省令で定めるものをいう。

二 基準日において既に共済期間が終了している共済契約(基準日において既に共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

一 基準日において既に共済期間が終了していない共済契約(基準日において既に共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

二 外国保険会社等(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。)

三 特例業務届出者

(契約条件の変更の限度)

**第十八条** 法第十一条の五十四第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

### 第三節 組合員及び会員

(農業協同組合連合会の会員等の議決権及び選挙権)

**第十九条** 農業協同組合連合会が法第十六条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の議決権及び選挙権を与えるときは、会員の組合員

の数（会員が農業協同組合連合会である場合にあっては、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度）に応じて与える議決権及び選挙権の総数は、会員に平等に与える議決権及び選挙権の総数を超えてはならない。

前項の規定は、農業協同組合連合会が法第四十一条第七項において準用する法第十六条第二項の規定によりその総代に対して二個以上の議決権及び選挙権を与える場合について準用す

る。  
(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

**第二十条** 法第十六条第八項及び第五十八条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第三項及び第三百十二条第一項に規定する事項を電磁的方法（法第十一條の十九第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### 第四節 管理

(経営管理委員を置かなければならない農業協同組合連合会)

**第二十一条** 法第三十条の二第二項の政令で定めた農業協同組合連合会は、次のとおりとする。

一 法第十一条第一項第三号又は第十号の事業を行なう農業協同組合連合会

二 前号に掲げる農業協同組合連合会以外の農業協同組合連合会であつて、その事業年度の開始の時ににおける会員（法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員を除く。次項において同じ。）の数が五百人以上であるもの

三 その直前の事業年度において前項第二号に掲げる農業協同組合連合会に該当していなかつたものとみなす。ただし、当該農業協同組合につい

て前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

前項の規定は、農業協同組合連合会が法第四十一条第七項において准用する法第十六条第二項の規定によりその総代に対して二個以上の議決権及び選挙権を与える場合について准用する。(会計監査人の監査を要しない組合の範囲)

**第二十二条** 法第三十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める規模に達しない法第十条第一項の事業を行なう農業協同組合は、その事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額（以下「貯金等合計額」という。）が二百億円に達しないものとする。

法第三十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める規模に達しない農業協同組合連合会は、その負債の合計額（最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。）が二百億円に達しないものとする。

前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### 第四節 管理

(経営管理委員を置かなければならない農業協同組合連合会)

**第二十一条** 法第三十条の二第二項の政令で定めた農業協同組合連合会は、次のとおりとする。

属する事業年度について、当該事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が二百億円以上である場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、

当該農業協同組合は、法第三十七条の二第一項第一号に規定する農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合につい

て前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

前項の規定は、法第三十七条の二第一項第二号に規定する農業協同組合連合会について準用する。この場合において、第三項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までには、当該農業協同組合連合会は、同項第二号に掲げる農業協同組合連合会に該当するものを除く。」が事業年度の開始の時において会員の数が五百人以上となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までには、当該農業協同組合連合会に該当しないものとみなす。

前項の規定は、法第十一条第一項第三号又は第十号の事業を行なう農業協同組合連合会に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合につい

て前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

ることを要しないものとしようとするときは、総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該変更の内容の組合員又は会員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならぬ。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

前項の規定は、法第四十九条第二項（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）二号に規定する農業協同組合連合会について準用する。この場合において、第三項中「貯金等合計額」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までには、当該農業協同組合連合会に該当するものを除く。」が事業年度の開始の時において会員の数が五百人以上となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までには、当該農業協同組合連合会に該当しないものとみなす。

前項の規定は、法第三十七条の二第一項第一号に規定する負債の合計金額をいう。次項において同じ。」「と、「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最終の貸借対照表を決議した」と読み替えるものとする。

前項の規定は、法第十一条第一項第三号又は第十号の事業を行なう農業協同組合連合会に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合につい

て前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

前項の規定は、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第十二条第二項に規定する信用事業をいう。第三十条第一項及び第五十九条第二項第一号において同じ。）の譲渡又は譲受けとする。

一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い

二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

三 両替

(払込みの出資の額に応じてする剩余金配当の限度)

**第二十七条** 法第五十条の二第三項の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第十二条第二項に規定する信用事業をいう。第三十条第一項及び第五十九条第二項第一号において同じ。）の譲渡又は譲受けとする。

一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い

二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

三 両替

(払込みの出資の額に応じてする剩余金配当の限度)

**第二十八条** 法第五十二条第二項の政令で定める割合は、農業協同組合にあつては年七分、農業協同組合連合会にあつては年八分とする。

(自己資本の基準)

一 当該出資組合の有する固定資産の価額の自己資本の額は、次の各号に掲げる金額の合計額以上でなければならない。

二 当該出資組合の出資する組合、農林中央金庫及びその他の団体への払込済出資金（主務大臣の指定するものを除く。）の額

前項に規定するもののほか、同項に規定する(共済規程の変更に関する定款の規定事項)自己資本の額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、農林水産省令で定めることとする。

(信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準)

### 第三十条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が信用事業に係る経理から信用事業以外の事業に係る経理へ運用する資金の額は、当該農業協同組合の自己資本の額を超えてはならない。

前項に規定する資金及び自己資本の額の計算方法は、主務省令で定める。(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

### 第三十一条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付(以下この条及び第五十七条において「貯金の払戻し等」という)に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は貯金の払戻し等に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。(余裕金運用の基準)

法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。)を除く。)は、次の方によるほか、余裕金を運用してはならない。

法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金(特定農業協同組合、地方債証券、政府保証債券(その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。)又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得による)の法律により設立された法人の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

法第十条第九項に規定する短期社債等(第二号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(特定農業協同組合を除く。)は、前項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

### 第三十二条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(特定農業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第三号に規定する債券又は第一項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が第一項第三号から第七号まで又は第三項各号(同項第一号については、第一項第三号から第七号までに係る部分に限る。)に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該農業協同組合の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、特定農業協同組合にあつては、特別の理由がある場合において都道府県知事(都道府県の区域を超える区域を地区とする特定農業協同組合にあつては、主務大臣)の承認を受けたときは、この限りでない。

法第十条第一項第三号の事業を行う組合(非出資組合への移行について法を準用する場合の読み替え)の規定

### 第三十三条 法第五十四条の五第三項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第二十三条及び第二十五条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「第二十一条第一項の規定により脱退した組合員」とあるのは、「組合員」と読み替えるものとする。

法第五十四条の五第三項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第二十三条及び第二十五条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「第二十一条第一項の規定により脱退した組合員」とあるのは、「組合員」と読み替えるものとする。

二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第七項」において準用する同法第十六条第七項」と読み替えるものとする。

### 第六節 合併、新設分割及び清算(合併契約等において定めるべき事項)

第三十五条 法第六十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項(合併後存続する組合又は合併によって設立する組合が非出資組合をいう(法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。)である場合にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。)とする。

第一項のいづれかに掲げる方法(第一項のいづれかに掲げる方法)

二株式(主務大臣の指定するものに限る。)の取得

三第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものとの取得

四信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの(主務大臣の指定するものに限る。)

五前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

六合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額

七合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに關する事項

八合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

九合併を行つて組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員会設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)

十合併を行つて組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員会設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)

二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項において準用する新設分割組合」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)第十九条の二第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十一条第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用

同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。

第三十九条 法第七十二条の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八条第四項の規定を準用する場合においては、同法第三百八十六条第一項中「非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合)」とあるのは、「非出資農事組合法(法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人」と読み替えるものとする。

第三十九条 法第七十二条の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八条第四項の規定を準用する場合においては、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八条第四項中

十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項において準用する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により創立総会について会社法第三百十条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同条第一項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

第三十七条 法第七十条の三第五項の規定により創立総会について会社法第三百十条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同条第一項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用

同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。

第三十九条 法第七十二条の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八条第四項の規定を準用する場合においては、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八条第四項中

四条一とあり、及び同条第二項中「第三百四十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により創立総会について会社法第三百十条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、同条第一項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十八条第七項」と読み替えるものとする。

「第一項」とあるのは、「農業協同組合法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

## 第二章 農事組合法人

(農事組合法人の組合員となり得る者)

第四十条 法第七十二条の十三第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
- 二 当該農事組合法人に對するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる農林水産省令で定める契約を締結している者

三 農業經營基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人にあつては、当該農事組合法人と連携して事業を行うことにより当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与する法人

(法第二条第一項に規定する農業を営む法人であるものに限る。)  
(払込済みの出資の額に応じてする剩余金配当の限度)

第四十一条 法第七十二条の三十一第二項の政令で定める割合は、年七分とする。

## 第三章 組織変更

(株式又は金銭)の割当てを受けることができない者)

第四十二条 法第七十三条の五第一項の政令で定める者は、法第七十三条第一項において準用する法第二十条第二項の規定により組織変更(法第七十三条の三第一項に規定する組織変更をいう。)前の出資農事組合法人(法第七十二条の二十五第一項に規定する出資農事組合法人をいう。)から脱退することとなる組合員とする。(消費生活協同組合への組織変更により出資口数に一口に満たない端数を生ずる場合に会社法を準用する場合の読替え)

第四十三条 法第八十六条规定において準用する法第七十三条の五第三項の規定により会社法第二百三十四条第一項及び第四項の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる同表の下欄に掲げる字句は、それと同一の字句である。

(農事組合法人の組合員となり得る者)

同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同一の字句である。

第二百四十二条		第二百四十三条		第二百四十四条		第二百四十五条		第二百四十六条		第二百四十七条		第二百四十八条		第二百四十九条		第二百五十条			
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十二条	第二百五十三条	第二百五十四条	第二百五十五条	第二百五十六条	第二百五十七条	第二百五十八条	第二百五十九条	第二百六十条	
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十二条	第二百五十三条	第二百五十四条	第二百五十五条	第二百五十六条	第二百五十七条	第二百五十八条	第二百五十九条	第二百六十条	
第一項																			
第二項	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十二条	第二百五十三条	第二百五十四条	第二百五十五条	第二百五十六条	第二百五十七条	第二百五十八条	第二百五十九条	第二百六十条

第二百四十二条		第二百四十三条		第二百四十四条		第二百四十五条		第二百四十六条		第二百四十七条		第二百四十八条		第二百四十九条		第二百五十条		第二百五十一条	
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条	第二百二十一条
第一項																			
第二項	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条

第二百四十二条		第二百四十三条		第二百四十四条		第二百四十五条		第二百四十六条		第二百四十七条		第二百四十八条		第二百四十九条		第二百五十条		第二百五十一条	
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条	第二百二十一条
第一項																			
第二項	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条

第二百四十二条		第二百四十三条		第二百四十四条		第二百四十五条		第二百四十六条		第二百四十七条		第二百四十八条		第二百四十九条		第二百五十条		第二百五十一条	
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条	第二百二十一条
第一項																			
第二項	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条

第二百四十二条		第二百四十三条		第二百四十四条		第二百四十五条		第二百四十六条		第二百四十七条		第二百四十八条		第二百四十九条		第二百五十条		第二百五十一条	
第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条	第二百二十一条
第一項																			
第二項	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百四十六条	第二百四十七条	第二百四十八条	第二百四十九条	第二百五十条	第二百五十一条	第二百五十十二条	第二百五十十三条	第二百五十十四条	第二百五十十五条	第二百五十十六条	第二百五十十七条	第二百五十十八条	第二百五十十九条	第二百二十条

所屬銀行又は當該所屬組合	業者	特定信用事業代理業者	第五十二条	第五十三条	第五十四条	第五十五条	第五十六条	第五十七条	第五十八条	第五十九条	第六十条	第六十一条	第六十二条	第六十三条	第六十四条	第六十五条	第六十六条	第六十七条	第六十八条
--------------	----	------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

（おいて進用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定時金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読み替え）

**第四十九条** 法第九十二条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関する顧客が支払うべき対価をいふ。）」と読み替えるものとする。

**第五章 特定信用事業電子決済等代行業（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）**

**第四十九条の二** 法第九十二条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一、会員の氏名又は名称  
二、事務所の所在地  
三、役員の氏名  
四、法第九十二条の五の六第一号に規定する協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。（特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読み替え）

**第四十九条の三** 法第九十二条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一

項第一号亦及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号亦中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農業協同組合法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（登録の基準となる法律の範囲）

**第四十九条の四** 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 中小企業等協同組合法  
二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）  
（名称の使用制限の適用除外）

**第四十九条の五** 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一 水産業協同組合法第一百十四条の規定による認定

二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第八十九条の十の規定による認定

四 銀行法第五十五条の六十一の十九の規定による認定

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九百三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六 株会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一 水産業協同組合法第一百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

					三 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
					四 銀行法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会
					五 農林中央金庫法第九十五条の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
					六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
					(目的外利用の禁止の適用除外)

**第四十九条の六** 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

認定	水産業協同組合法第百十一条の三第三項に規定する業務	業務	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
四条の認定	同法第六十条の八に規定する業務	業務	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
五条の認定	同法第六十条の九第一項第一号に規定する業務	業務	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
六条の認定	同法第六十条の九第一項第二号に規定する業務	業務	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句

			第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
一項第三号	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
二項第一号	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
三項第一号	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句
四項第一号	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句	第五十二条の三第三項に規定する銀行法の読み替える字句

**第五十条** 法第九十二条の六第一項第二号及び第四号二、法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第五十二条各号に掲げる指定（異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合）

第三条 法第九十二条の六第一項第八号の政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

**第四十九条の七** 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定

			三 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定
			四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項の規定による指定
			五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
			六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第八十五条の十二第一項の規定による指定
			七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
			八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
			九 銀行法第五十二条の六十二第二項の規定による指定
			十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
			十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
			十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一項の規定による指定
			十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
			十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
			十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
			十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			十八 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
			十九 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
			二十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
			二十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
			二十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			二十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			三十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			四十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			五十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			六十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			七十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			八十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十二 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十三 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十四 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十五 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十六 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十七 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十八 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			九十九 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
			一百 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

**第五十五条** 法第九十三条第一項の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一、当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）

二、当該組合がその総会員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する農業協同組合連合会

三、当該組合（法第十条第一項第三号の事業を行つるものに限る。）がその経営を支配している法人として主務省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

## 第八章 雜則

（主務大臣等）

**第五十六条** この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一、第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条、第三十二条及び第四十九条の二第一項に規定する主務大臣 農林水産大臣及

2 二、第五条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号に規定する主務大臣 農林水産大臣

この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣総理大臣

令・内閣府令とする。ただし、第四十四条に規定する主務省令は、農林水産省令・厚生労働省

（信用秩序の維持を図るために必要な事由）

第三条 法第九十八条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一、自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、組合が貯金の払戻し等を停止することとする。

二、組合が貯金の払戻し等を停止した場合には、当該組合が業務を行つてゐる地域又は分野における融資比率が高い率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又是分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

（内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限）

**第五十八条** 法第九十八条第十三項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一、法第十一条第一項の規定による承認

二、法第六十条第一項の規定による設立の認可

三、法第九十五条第三項の規定による法第十一

四、法第九十五条の二の規定による解散の命令

五、前各号に掲げる处分に係る法第九十八条の三の規定による通知

（権限の委任）

法による農林水産大臣の権限のうち、法第九十三条第一項の規定による報告の徵収及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め（それぞれ

地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人（以下この項において「組合等」という。）に関するものに限る。）

は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限行使することを妨げない。

二、法第六十五条第二項の規定による認可

農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併

法第九十七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

三、第三十二条第五項ただし書の規定による承認

法第十一條第四項、第四十四条第四項、第五十条の二第七項、第六十四条第五項及び第八項並びに第九十七条（第三号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。）の規定による金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一、法第十一條第三項、第十二条第一項の規定による承認

だし書（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の九ただし書、第十二条の六十五第二項ただし書（法第十二条の六十七第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第五项ただし書及び第七項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認（次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定めた事項に関するものを除く。）

イ、法第十二条第三項の規定による承認

（法第七十条第一項の規定により法第十条第一項の事業を行つ農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合をいう。以下この号及び第五号において同じ。）の信用事業規程の廃止

口 法第五十条の二第三項の規定による認可

可 農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の信用事業の全部の譲渡及び農業協同組合連合会又は承継農業協同組合からのお事業の全部の譲受け

ハ 法第六十四条第二項の規定による認可

農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散

二 法第六十五条第二項の規定による認可

農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併

ハ 法第六十五条第二項の規定による認可

農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散

二 法第六十五条第二項の規定による認可

農業協同組合連合会及び承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併

なされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。）

二 法第六十五条第二項の規定による許可

農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併



<b>附 則</b> (昭和四八年一〇月一日政令第二 九二号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (昭和五一年六月一一日政令第一 四三号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (昭和五三年七月五日政令第二 八号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (昭和五四年八月一四日政令第二 二八号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (昭和五七年一月八日政令第二 九六号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (昭和六三年一月二二日政令第四 〇四号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (平成四年九月三〇日政令第三 七号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (平成五年三月三日政令第二 九号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (平成九年一月二二日政令第三 八三号)	この政令は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (平成一〇年五月二七日政令第一 八四号)	この政令は、金融監督庁設置法の施行の日 (平成十年六月二十二日)から施行する。
<b>附 則</b> (平成一〇年八月二一日政令第二 三六九号)	この政令は、特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律の施行の日 (平成十 九年一月一日)から施行する。
<b>附 則</b> (平成一〇年一月二〇日政令第 一號)	この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一〇年一二月一五日政令第 三九三号)	この政令は、平成十二年六月七日政令第 二十四号)
<b>附 則</b> (平成一一年一二月二二日政令第 四一六号)	この政令は、平成十三年三月三十一日 の属する事業年度の開始の時における賃金等合 計額が五百億円を下回ることとなつた農業協同組 合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度 の開始の時ににおける賃金等合計額が五百億円以上 の当該事業年度の次的事業年度の開始の時にお ける賃金等合計額が五十億円以上である場合に 該当するもののみなす。
<b>附 則</b> (平成一一年七月一四日政令第三 八三号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。

<b>附 則</b> (平成五年八月四日政令第二七 三号)	この政令は、平成五年十月一日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成九年一月二十四日政令第九 二号)	この政令は、平成九年一月二十四日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一〇年五月二八日政令第七 二号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一三年三月二八日政令第七 二号)	この政令は、平成十三年三月二八日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一四年一月二二日政令第一 二号)	この政令は、平成十四年一月二二日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一四年七月一四日政令第三 八三号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。

<b>附 則</b> (平成一三年一月一五日政令第三 一号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一三年三月二八日政令第七 二号)	この政令は、平成十三年三月二八日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一四年一月二二日政令第一 二号)	この政令は、平成十四年一月二二日から施 行する。
<b>附 則</b> (平成一四年七月一四日政令第三 八三号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。

<b>附 則</b> (平成一四年一月二二日政令第一 二号)	この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日)から施行する。
<b>附 則</b> (平成一四年七月一四日政令第三 八三号)	この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。

当該事業年度の開始の時における貯金等合計額が新たに一千億円を下回ることとなつた農業協同組合については、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法第三十条第十一項に規定する組合に該当するものとみなす。

新令第一条の三第三項の規定は、農業協同組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合について準用する。

平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円以上千億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円未満であり、かつ、当該農業協同組合については、新令第二条の四第二項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円を下回ることとなつた農業協同組合については、新令第二条の四第二項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法第三十七条の二第一項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

新令第二条の四第三項の規定は、農業協同組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円以上一千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合については、新令第二条の四第二項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額が五百億円未満であり、かつ、当該農業協同組合については、新令第二条の四第二項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法第三十七条の二第一項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

附 則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 拷  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

(農業協同組合財務処理基準令の廃止)

第二条 農業協同組合財務処理基準令(昭和二十二年政令第三百三十七号)は、廃止する。

附 則 (平成一三年一月二一日政令第六五七号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の五第一項及び第五項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月一〇日政令第五三号）  
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第五号）  
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇二号）  
(施行期日)  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に存する農業協同組合連合会については、改正後の農業協同組合法施行令第二条の四第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一〇月二日政令第三〇七号）抄  
(施行期日)  
この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日政令第三六三号）抄  
(施行期日)  
この政令は、平成十五年一月六日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年六月二十五日政令第二八〇号）  
(施行期日)  
この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日（平成十五年六月三十日）から施行する。

附 則（平成一六年三月一七日政令第三八号）  
(経過措置)  
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

第二条 改正後の農業協同組合法施行令（以下「新令」という。）第一条の五の規定は、この政令の施行の日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

第三条 平成十六年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額（新令第二

条の二第一項に規定する貯金等合計額をいう。以下同じ。)が二百億円以上五百億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額が二百億円を下回ることとなつた農業協同組合については、新令第二条の五第二項の規定は、当該次の事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始時ににおける貯金等合計額が新たに五百億円を下回ることとなつた農業協同組合については、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法第三十七条の二第一項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

2 新令第二条の五第四項の規定は、農業協同組合の平成十六年三月三十日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が二百億円以上五百億円未満であり、かつ、当該農業協同組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が二百億円以上である場合について準用する。

附 則 (平成一六年一一月二十五日政令第  
二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇  
三号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月三日政令第一九  
二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第八  
七八号)

（施行期日）  
**附 則**（平成一八年四月二六日政令第一  
七九号）抄

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人  
に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二  
八号）

（施行期日）  
**附 則**（平成一九年八月三日政令第二三  
三号）抄

（施行期日）  
**附 則**（平成一九年八月三日政令第二三  
三号）抄

この政令は、信託法の施行の日から施行  
する。

第一条 この政令は、農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置を  
する。ただし、附則第二十二条及び第三十五条の規定は、公布の日から施行  
する。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 改正法第八条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下この条において「新農業協同組合法」という。）第十二条の二の四又は第十三条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十二条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新農業協同組合法第十二条の二の四又は第十三条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定により、書面の交付をすることができる。

前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新農業協同組合法第十二条の二の四又は第十三条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三  
五号）抄





おいて「申請等」という。)は、財務局長等に對してした申請等とみなす。

この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対し届出その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手續がされていないものについては、これを、当該法律の規定により財務局長等に対する届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

**附 則** (平成二十九年一月二十五日政令第七号)抄  
**(施行期日)** 平成三十一年六月一日

1 この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

(調整規定)  
 3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち畜産経営の安定に関する法律施行令第十四条に一号を加える改正規定、第二条のうち砂糖及びデン粉の価格調整に関する法律施行令第四条の改正規定並びに同令第二十四条の次に一節及び節名を加える改正規定のうち第二十四条の四第七号に係る部分並びに附則第一項中(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

**附 則** (平成二十九年七月一四日政令第一九三号)抄  
**(施行期日)** 平成三十年七月一四日

1 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月二十四日)から施行する。

**附 則** (平成二十九年一〇月二七日政令第二七一号)抄  
**(施行期日)** 平成三十一年四月一日

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三十一年三月二六日政令第六号)抄  
**(施行期日)** 平成三十一年五月三〇日

1 この政令は、平成三十一年五月三十一日から施行する。

この政令は、平成三十一年五月三十一日から施行する。

あるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成三十一年七月一一日政令第二〇六号)抄  
**(施行期日)** 平成三十一年六月一日

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年一〇月三〇日政令第一三九号)抄  
**(施行期日)** 令和元年十一月一日

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三十一年七月一一日政令第二〇六号)抄  
**(施行期日)** 平成三十一年六月一日

この政令は、改正法施行日(令和二年七月一日)から施行する。

**第六条** 改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)以下の「新農業協同組合法」という。第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。(新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための行為)

**第一条** この政令は、令和三年七月八日政令第二二七号抄  
**(施行期日)** 令和三年七月一一日

この政令は、改正法施行日(令和二年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和三年三月三一日政令第一三七号)抄  
**(施行期日)** 令和三年三月三一日

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和六年一月三一日政令第一三六五号)抄  
**(施行期日)** 令和六年二月一日

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

**附 則** (令和五年五月二六日政令第一八六号)抄  
**(施行期日)** 令和五年五月二六日

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

**附 則** (令和四年一一月一〇日政令第一五六号)抄  
**(施行期日)** 令和四年一二月一〇日

この政令は、新農業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定(読み替え)の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

**第八条** 改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の五の九第一項中「農業協同組合法第九十二条の十七第二項中」の「農業協同組合法第九十二条の五の九第一項中」を「農業協同組合法第九十二条の五の九第一項中」に読み替えて準用する新銀行法第五十二条の五の九第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

1 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るために資金決済に関する法